

富山県水源地域保全条例を公布する。

富山県水源地域保全条例

本県は豊かで清らかな水に恵まれ、「水の王国」と呼ばれている。世界有数の降水量がある立山連峰をはじめとする山々に降る雪や雨が緑豊かな自然環境を育て、森林が水源を涵養するとともに、そこから流れ出ずる大小の河川が富山平野の多くの扇状地を形づくり、豊富な地下水も育んできた。この豊富な水は、田畑を潤し、美しい田園風景をつくりあげるなど豊かな恵みをもたらす一方で、洪水など幾多の災害も引き起こしてきた。

私たちの先人は、その英知と努力により、この水を治め、用水を切り拓き、電力を興し、本県の農林水産業やものづくり産業の振興、豊かな県民生活の実現にいかすなど、水資源を本県の発展の礎としてきた。

近年になり、世界的に、人口の増加や新興国における経済発展などを背景として水の需要が増大し、これに伴い、水不足への懸念が高まり、我が国においても水資源の重要性が再認識されている。

このような状況に対処し、本県の恵まれた水資源を維持し、県民が安全で安心して暮らすことができる環境を将来の世代に引き継いでいくため、水源である森林などの地域を無秩序な開発から未然に守り、しっかりと保全していかなければならない。

ここに、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守っていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県及び土地所有者等の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって、豊かで清らかな水資源の維持保全及び安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水源地域」とは、第12条第1項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地に関する所有権又は地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 水源地域の保全は、県民が将来にわたって本県の豊かで清らかな水の恵みを楽しむことができるよう、地域の自然環境等を勘案しつつ、当該地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水源地域の保全は、県、市町村、土地所有者等、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める水源地域の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水源地域の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源の涵養など水源地域の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する理解を深め、自らその保全に努めるとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第8条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第9条 県は、国との連携及び協力により、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の理解及び協力の促進)

第10条 県は、県民等の水源地域の保全に対する理解が深まり、水源地域の保全に関する施策への協力が促進されるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本指針の策定等)

第11条 知事は、水源地域における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定するものとする。

- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 水源地域に関する基本的事項
 - (2) 水源地域の指定に関する事項
 - (3) 水源地域において土地所有者等が適正な土地利用を確保するために配慮すべき事項
 - (4) その他水源地域において適正な土地利用を確保するために必要な事項
- 3 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水源地域の指定)

第12条 知事は、基本指針に沿って、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を、水源地域として指定することができる。

- (1) 森林の存する地域
 - (2) 公共の用に供する水源に係る取水地点(地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。)及びその周辺の地域
 - (3) その他水資源を保全するため必要と認められる地域
- 2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
 - 3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から3週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域内の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、前項の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
 - 6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
 - 7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 8 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(水源地域内の土地における基本指針への配慮等)

第13条 土地所有者等は、水源地域内の土地の利用に当たっては、基本指針に配慮するものとする。

- 2 知事は、水源地域において、基本指針に沿った土地の利用を図るために必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、水源地域内の土地の利用の方法その他の事項に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(水源地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第14条 水源地域内の土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)を有する者は、土地に関する権利の移転又は設定をする契約(規則で定めるものに限る。以下この条において「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合には、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の6週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - (3) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - (4) 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
 - (5) 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
 - (1) 第12条第1項第2号又は第3号に掲げる地域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合で、当該契約に係る土地の面積が300平方メートル以下であるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合
 - 3 第12条第1項の規定による指定の日から起算して6週間を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域(水源地域の区域の変更の場合にあっては、当該変更により新たに水源地域となった区域に限る。)内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の6週間前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
 - 4 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

第15条 知事は、前条第1項又は第4項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第4項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。
- 3 知事は、前条第1項又は第4項の規定による届出があった場合において、基本指針及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用の方法その他の事項に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 前項の規定による指導又は助言を受けた者は、当該届出に係る土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者に対して、当該指導又は助言の内容を伝達しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項又は第4項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の保全に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第17条 知事は、第14条第1項又は第4項の規定による届出をした者が前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、水源地域の保全を図るために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、土地に関する権利を有する者が第14条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該土地に関する権利を有する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第14条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条から第18条まで、第20条及び第21条の規定は、同年10月1日から施行する。